商工農水部　商工課

第１　監査の概要

１　監査の種類　　　　定期監査（財務監査・行政監査）

２　監査の対象

監査対象部局　　商工農水部商工課

対象年度　　　　令和２年度

監査対象事項　　財務事務等

３　監査の実施場所及び監査期間

実施場所　　　　四日市市役所　監査委員室

監査期間　　　　令和３年５月１４日

４　監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第２　監査対象の概要

商工農水部商工課の主な業務内容及び職員数（令和３年４月１日現在）は、次のとおりである。

【商工課】

商工農水部 職員２人 商工課 職員２人 再任用１人 勤労係 職員３人 会計年度任用２人	（１）勤労施策の企画及び調整に関すること。
	（２）雇用及び就労に関すること。
	（３）勤労者の福祉厚生に関すること。
	（４）労働関係諸団体に関すること。
	（５）勤労者・市民交流センターに関すること。
	（６）部の事務事業の調整に関すること。
	（７）部及び課の庶務に関すること
商業振興係 職員４人 会計年度任用１人	（１）商業施策の企画及び調整に関すること。
	（２）大規模小売店舗の立地に関すること。
	（３）商店街振興等に関すること。
	（４）商業の高度化に関すること。
	（５）商業関係諸団体に関すること。
	（６）創業支援に関すること。
	（７）中小企業者に対する融資の相談に関すること。

	（８）すわ公園交流館に関すること。
工業振興係	（１）工業施策の企画及び調整に関すること。
	（２）企業及び研究所の誘致及び立地に関すること。
	（３）新規産業の創出に関すること。
	（４）工業の高度化に関すること。
	（５）工業関係諸団体に関すること。
	（６）中小企業振興基金に関すること。
	（７）地場産業の振興及び育成に関すること。
	（８）地場産品に関すること。
職員５人	（９）三重北勢地域地場産業振興センターとの連絡に関すること。
	(10) 貿易関係諸団体に関すること。
	(11) 鈴鹿山麓リサーチパークに関すること。
	(12) 企業OB人材センターに関すること。

（職員１６名、再任用職員１人、会計年度任用職員３人）

第３　監査の着眼点

１　想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

（１）リスク評価チェックリストの検証

（２）補助金が有効に活用されないリスク

（３）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

２　３Ｅ（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第４　監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

１　想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

（１）リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、事業実施、支出事務、契約事務、財産管理、組織・人員（時間外勤務）の項目で点数が高く、全体的なリスク点も高い。事前調査の結果、支出事務、備品管理、契約事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が４点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合　○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	４／４	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	６／６	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	４／４	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	４／４	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	４／４	○
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	４／４	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	４／４	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	４／４	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	４／４	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	４／４	

組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	４／４	○

（評点／リスク最大時評点）

（２）補助金が有効に活用されないリスク

◆商工業の振興及び就労環境の改善を図るため、数十件もの補助金等の制度が創設されているが、事業効果の検証が行われ、有効に活用されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△　補助対象事業の内容については、常時、対象事業等の検討が行われ、毎年、新規事業の実施及び事業対象の変更、追加等が行われているが、執行率の低い補助金が数多く存在する。また、補助金等の支給を受けた事業者に対して事後にアンケート調査が行われている事業もあるが、全ての補助金等についてアンケートが行われている訳ではない。事業効果の十分な検証と効果の高い補助事業の考案が課題である。

意　見

①　働きやすい職場づくり支援事業費補助金について

当補助金の対象事業のうち、ハード整備支援事業の実績が１７件に対して、ソフト整備支援事業の実績がない。ソフト整備支援は、女性のライフスタイルに合わせた就労制度の導入や、本人の希望に応じてパートから正職員などへの転換が行えるような就業規則の整備を事業対象としており、そのような制度構築は、女性の就労促進にとって、ハード整備と同様に重要であるため、事業者に対し、事例も示しながらこの補助制度の有効活用を図ること。

②　近鉄四日市駅西開発整備事業費補助金について

当補助金については、四日市工業高校跡地利用における高次商業施設へ新規店舗の入居を促進し、中心市街地の活性化に資することを目的に、市は開発事業者と協定を締結し、同開発事業者へ約１５年間にわたり補助金を交付してきた。しかし、令和３年になって事業者が変わり、市は新しい事業者に対して、前事業者と同様に協定を締結し、継続して中心市街地の活性化における連携を図っているが、補助金の交付は行っていない。市は、補助金を交付してきた理由について、市民に説明できるようにしておくこと。

③　市独自の融資制度における保証料にかかる補給金について

ア　この融資制度について、利用してメリットがある人も多くいる一方、制度自体を知らなくて利用していない人もいると思われる。市に損失補償という融資の利用に対するコストのある面も含めてこの制度の周知をしっかり行うこと。

イ　中小企業振興資金保証料補給金について、融資を受ける事業者の経営状況に応じて保証料率が異なっても、市から交付される補給金の融資額に対する補給率は一律０．６％である。また、独立開業資金保証料補給金については、市からの補給金の融資額に対する補給率は一律０．３％で、中小企業振興資金保証料補給金の補給率と異なっている。こういった補給率の違いについて説明できるようにすること。

（３）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（〇予防策あり、△可能性あり、×発現）

×　時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。また、過労死認定基準を超える時間外勤務も発生している。職員のワーク・ライフ・バランスの充実や健康を確保する必要がある。

意　見

労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

＊　過労死の労災認定基準：発症前１か月間に概ね１００時間又は発症前２か月間ないし６か月間にわたって、１か月あたり概ね８０時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

２　３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意　見

①　障害者雇用の促進について【有効性の視点】

障害者雇用促進のため、就労コーディネーターを中心に企業を計画的に訪問し、補助金メニューの周知も行いながら障害者雇用の啓発を行っている。また、障害者雇用奨励補助金、特例子会社設立補助金、雇用促進交付金等既存の補助金のほか、令和２年度からは、新たに施設外就労促進事業費補助金の制度を創設し、２年度の実績はなかったものの、市内にある就労移行支援事業所等が実施する施設外就労を受け入れた企業等を支援する新たな取組みを開始している。今後も、企業等の障害者雇用が促進されるよう、より一層の取組みを行うこと。

② 就労困難者の支援について【住民福祉の向上の視点】

ア 若年の就労困難者で、「北勢地域若者サポートステーション」の利用者について、追跡調査をし、今後の市の支援業務に役立てること。

イ 孤立や引きこもりが大きな社会問題となっており、相談に訪れた人の支援につながるよう、健康福祉部等とも連携をして対応していくこと。

③ 勤労者・市民交流センターの役割について【有効性の視点】

講座の内容がカルチャー的なものや、勤労者と関係性の低い昼間の講座がある。時代の変遷の中で利用者のニーズも変わってきているので、今後の施設のあり方についても検討をしていくこと。

④ 市内の雇用状況の把握について【効率性の視点】

コロナ禍で、市内の雇用環境にも影響が出ているが、失業率は国全体でしか把握できず、本市の状況は分からない。ハローワークや健康福祉部、社会福祉協議会と連携し、市内の雇用に関する情報共有に努めること。

⑤ 商店街への出店促進について【有効性の視点】

指標としている「中心市街地の空き店舗率」について、令和２年度は令和元年度に比較し、数値は僅かに下がり（１０．１％→９．９％）、少しではあるが改善していることが分かる。昨今のコロナ禍の影響はあるものの、新たな出店意欲も旺盛にあるとのことであり、引き続き、空き店舗等活用支援事業補助金を有効活用し、事業者をサポートしてにぎわいづくりに取り組むこと。

⑥ 中心市街地イルミネーション補助金について【合規性の視点】

補助率が１０分の９であり、通常の補助金等の補助率と比べ高い。補助率が特に高い理由について、説明できるようにしておくこと。

⑦ 三重北勢地域地場産業振興センターの運営について【合規性・効率性・経済性・住民福祉の向上の視点】

ア 令和４年３月に法人が解散され、市の直営施設として運営されることが決定されており、名品館の機能を維持する方向で検討されているが、業務内容について慎重に検討すること。

イ 恒常的に貸館の利用をしている方が多く存在するため、貸館機能についてもしっかりと検討し、丁寧な説明をすること。

⑧ 企業の設備投資の促進について【有効性の視点】

企業立地奨励金制度により、新規産業の立地や既存企業の新規設備投資を促進しており、令和２年度には、新たにＡＩ、ＩｏＴ等を導入するスマート化事業を事業対象に加え、さらなる企業の設備投資の促進を図っている。令和２年度は実績がなかったものの、国の推進する施策でもあり、今後の実績が見込まれている。

また、令和２年度は、四日市市工場立地法市準則条例を制定して工業地域・工業専用地域の緑地面積率を緩和し、企業の設備投資を促進した。この条例改正により、活用できる土地が増えることによる投資の増加が多く見込まれている。

今後も、本市の産業経済の振興と市民の就労の場の確保を図るため、効果的な企業の設備投資促進策を行うこと。

⑨　工業振興策について【有効性の視点】

事業所の設備投資を促進することを目的とし、緑地面積率の緩和を行っている。一方で、工場立地法施行以前に立地し、緑地面積率を満たしていなかった事業所の設備投資により、市はかえって緑地を増やす効果の見込みも想定していたが、結果として緑地面積率は前年度より下がっている。また、企業立地奨励金制度では、令和２年４月改正で、CO_2削減に向けた新エネルギーに切り替える際の設備投資を新たな対象としている。脱炭素社会への対応など、将来を見据えて時代に即すような企業の後支えを行い、結果として市民の安全・安心、健康、暮らしぶりが向上するよう、市民の方を向いたまちづくりを考えていくこと。

⑩　情報収集について【有効性の視点】

世の中の動きを先取りするための情報について、その入手方法の検討や、取得した情報を企業や商店街の事業者にフィードバックする方法について検討すること。

商工農水部

農水振興課、農業センター、食肉センター・食肉地方卸売市場

第１　監査の概要

１　監査の種類　　　　定期監査（財務監査・行政監査）

２　監査の対象

　対象部局　　　　商工農水部　農水振興課、農業センター、
　　　　　　　　　　　　　　　食肉センター・食肉地方卸売市場

　対象年度　　　　令和２年度

　対象事項　　　　財務事務等

３　監査の実施場所及び監査期間

　実施場所　　　　四日市市役所　監査委員室

　監査期間　　　　令和３年５月１３日

４　監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第２　監査対象の概要

商工農水部農水振興課、農業センター、食肉センター・食肉地方卸売市場の主な業務内容及び職員数（令和３年４月１日現在）は、次のとおりである。

【農水振興課】

農水振興課 職員３人 農水政策係 職員７人 会計年度任用１人	（１）農水産業振興、農地有効利用の調査研究及び施策の企画立案に関すること。
	（２）農業の担い手の育成及び農地の利用集積に関すること。
	（３）地産地消及び食育に関すること。
	（４）遊休農地対策に関すること。
	（５）農業振興地域整備計画に関すること。
	（６）農水産業関係の融資に関すること。
	（７）農政審議会に関すること。
	（８）北勢地方卸売市場に関すること。
	（９）農地法に関すること。
	（10）その他農水産業に関すること。

	(11) 課の庶務に関すること。
農水畜産係 職員６人 会計年度任用３人	(１) 農畜水産物の生産振興に関すること。
	(２) 農畜水産物の出荷及び流通に関すること。
	(３) 食の安全・安心に関すること。
	(４) 農作物の災害対策に関すること。
	(５) 農作物の鳥獣による被害対策に関すること。
	(６) 林業、治山及び林道事業に関すること。
	(７) 漁港及び海岸保全区域の管理に関すること。
	(８) 食肉センター・食肉地方卸売市場に関すること。
	(９) 農業センターに関すること。
	(10) 茶業振興センターに関すること。
	(11) ふれあい牧場に関すること。
基盤整備係 職員５人 再任用１人 会計年度任用１人	(１) 土地改良関係の補助、融資及び団体の指導に関すること。
	(２) 土地改良事業施行認可及び換地計画認可に関すること。
	(３) 地籍調査事業(土地改良事業実施地区に限る。)に関すること。
	(４) 農業地域資源の維持及び保全に関すること。
	(５) 土地改良事業及び災害復旧事業の実施に関すること。
	(６) 農業水利に関すること。
	(７) 漁港整備及び海岸保全事業の実施に関すること。
	(８) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(９) その他農業土木に関すること。

(職員２１人、再任用職員１人、会計年度任用職員５人)

【農業センター】

農業センター 職員３人 再任用１人 会計年度任用４人	(１) 農業経営改善の目的に資する農作物栽培に関する試験研究及び調査に関すること。
	(２) 農作物栽培技術の改善普及のための指導、講習、講話、展示及び研修に関すること。
	(３) 園芸知識の普及に関すること。
	(４) 市民菜園に関すること。
	(５) その他農業振興に関すること。

(職員３人、再任用職員１人、会計年度任用職員４人)

【食肉センター・食肉地方卸売市場】

食肉センター ・食肉地方卸売市場 職員３人 会計年度任用１人	（１）センターの運営に関すること。
	（２）センターの維持管理に関すること。

（職員３人、会計年度任用職員１人）

第３　監査の着眼点

１　想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

（１）リスク評価チェックリストの検証

（２）職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

（３）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

（４）原課契約工事が適正に行われないリスク

（５）ＨＡＣＣＰ認証のリスク

（６）公有財産・備品管理のリスク

２　３Ｅ（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第４　監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

１　想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

（１）リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、支出事務、契約事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が４点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合　○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	４／４	

収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6／6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6／6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4／4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6／6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4／4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4／4	
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4／4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4／4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4／4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4／4	

基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4／4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4／4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4／4	○

（評点／リスク最大時評点）

（２）職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

◆業務分担は適切に行われているか。一部の職員に業務が集中することにより、業務継続への支障はないか。

リスク発現の可能性（〇予防策あり、△可能性あり、×発現）

△　農水振興課の時間外勤務の状況は、一部の職員の時間外勤務が多くなっている。令和２年度は、休職者２人、育休１人、職員１人が他所属の新型コロナウイルス感染症対策事業兼務になったこと、また、新型コロナウイルス感染症対策事業による業務の増加により、各係の職員の時間外勤務が増加していた。令和３年度は、農水政策係、農水畜産係及び基盤整備係の各係が担当する業務の一部を見直し、業務の分散化、平準化を図っている。引き続き、一部の職員に業務が集中することにより、業務に支障をきたすことがないよう業務分担を見直し、知識や技術を継承できる取り組みが必要である。

上記対象課：【農水振興課】

意　見

休職中の職員が２人いる。その職員の人生にもかかわることであるので、管理職を中心にきめ細やかにフォローアップすること。また、業務の見直しだけではなく、人事当局にも働きかけながら必要な人員を確保するなど、根本的な改善を図ること。

上記対象課：【農水振興課】

◆食肉センターにおいて、当所属の勤続年数が短い職員で構成されているが、業務への支障はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△　食肉センターの正規職員は、当所属の勤続年数が３年未満の職員３人で構成されているが、電気技師など業務を踏まえた職員が配置されている。当所属の業務内容は、食肉センター・食肉地方卸売市場の管理業務等が中心であり、前任者からの引継ぎも十分行っていることから業務への支障は生じていないが、将来の人事異動を想定し、知識や技術を継承できる仕組みが必要である。

上記対象課：【食肉センター・食肉地方卸売市場】

（３）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆時間外勤務時間数が年間３６０時間を超える職員が見受けられないか。厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

×　時間外勤務対象職員１６人に対して、７人が年間３６０時間を超える時間外勤務を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

上記対象課：【農水振興課】

意　見

職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

（４）原課契約工事が適正に行われないリスク

◆農水振興課の原課契約工事において、設計金額が５０万円未満であるにもかかわらず、請負金額が７０万円近いものがあるが、適正な設計において原課契約工事は行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○　四日市市原課契約工事事務取扱要領において、緊急工事を発注する場合は業者選定を１者とすることができると定められている。該当する農水振興課の工事は、当初の設計に基づく５０万円未満の金額で請負契約をしているが、その後の施工過程において追加工事等が生じたため変更契約を行っており、設計金額と請負金額の差異は変更契約によるものである。変更内容は事前に予見できないことから、設計は適正に行われていた。

上記対象課：【農水振興課】

◆請負金額が５０万円に近い工事が複数あるが、原課契約工事は適正に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△　農水振興課の原課契約工事において、請負金額が５０万円に近い工事が複数ある。業者によって人件費等に差異があるため、業者選定にあたっては農水振興課で十分検討を行うなどの対策をしていた。引き続き、市民から疑念を持たれることがないよう契約事務を適正に行うとともに十分な説明ができるようにする必要がある。

上記対象課：**【農水振興課】**

（５）ＨＡＣＣＰ認証のリスク

◆ＨＡＣＣＰの手法に基づく衛生管理が義務化されたが、業務への支障はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○　食品衛生法の改正により令和３年６月以降は、全ての食品等事業者がＨＡＣＣＰの手法に基づく衛生管理を実施しなければならなくなった。そのため、㈱三重県四日市畜産公社、食品衛生検査所、食肉センターにおいて意見交換を行い、機器の整備や手順の見直し等を行っていた。また、「牛枝肉」「豚枝肉」「内臓」についてはＨＡＣＣＰの認証を取得し、「加工肉」については従業員数５０人未満の小規模事業所となるため認証の取得は必要ないが、ＨＡＣＣＰの手法を取り入れた衛生管理を行うことで、継続して業務が行える対応がなされていた。

上記対象課：**【食肉センター・食肉地方卸売市場】**

（６）公有財産・備品管理のリスク

◆農業センターの整備に伴い、公有財産・備品の管理は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△　農業センターの再整備事業に伴い、令和２年度より仮設事務所にて業務を行っており、備品も仮設倉庫などに移している。再整備事業が完了する令和４年度までには、建物や工作物の建替え、備品の再移動などが発生するため、公有財産や備品の管理が重要となる。農業センターの業務の見直しにより、不用となった備品は適切な手法で産業廃棄物の処理を行い、必要な備品は適切に管理されているが、引き続き、所在が不明となる備品が発生しないよう公有財産の管理と併せて適切な管理をする必要がある。

上記対象課：**【農業センター】**

２　３Ｅ（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指　摘

①　内部事務管理について【合規性の視点】

事務処理の基本的な部分で、いくつかの注意事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

上記対象課：【農水振興課】【農業センター】【食肉センター・食肉地方卸売市場】

意　見

①　補助事業などの見直しについて【効率性の視点、有効性の視点】

農水振興課では補助事業、地元要望や農家活動の支援など、多くの事業に取り組んでおり、適宜、対応基準の整備や要綱等の見直しを行っている。社会情勢や地域状況などの変化を見据え、補助金の効果の観点も考慮した見直しを行うこと。

上記対象課：【農水振興課】

②　農業センターの整備工事について【有効性の視点】

農業センター南ゾーンの整備工事について、総合評価方式による提案内容に課題がなかったか十分な検証を行うこと。また、入札に参加した全ての事業者が納得できるような工事が行われるよう管理・監督を行うこと。

上記対象課：【農水振興課】

③　森林環境譲与税などの活用について【有効性の視点】

森林環境譲与税やみえ森と緑の県民税市町交付金は、複数の部局で事業を実施しており、一方で森林環境基金に積み立てるなど、有効に活用できていないことが推測できる。ＳＤＧｓやカーボンニュートラルなど環境に配慮した取り組みもでてきている中で、様々な活用方法を検討するとともに、事業を実施する部局をまとめて計画的に行うなど、譲与税等の有効活用を進めること。

上記対象課：【農水振興課】

④　ＧＡＰ等の認証取得の推進について【有効性の視点】

ＧＡＰ等の認証取得推進事業について、認証されている農家は認定農家の一部である。食の安全や持続可能な農業の観点から、取得率の目標を立て、啓発に力を入れること。

上記対象課：【農水振興課】

⑤　農村公園の管理について【経済性の視点、効率性の視点】

市街化調整区域にある農村公園の管理は農水振興課が行っているが、市街化区域にある公園は市街地整備・公園課が管理しており部局が異なっている。業務の合理化の観点から管理する部局をまとめることができないか検討すること。

上記対象課：【農水振興課】

⑥　漁業振興事業について【有効性の視点】

漁業振興について先細りが想定できるので、漁業で生計を立てている人のことも考慮した支援のあり方等、将来を見据えた漁業振興の方向性、あり方を検討すること。

上記対象課：【農水振興課】

⑦　農業施策について【有効性の視点】

まずは、将来の農業のあり方や方向性を見据えることが重要である。その上で、農業施策を行うこと。

また、農家や農業従事者の意向や市民ニーズ等を把握して農業施策の推進を図ること。

上記対象課：【農水振興課】

⑧　各種協議会の預金管理について【合規性の視点】

農水振興課において、各種協議会の事務局として多くの預金を管理しているので、事故が起きないよう取り組むこと。

上記対象課：【農水振興課】

⑨　農福連携について【有効性の視点】

障害者等による農業分野での活躍を促す農福連携について、農業センターの整備後には研修の場として使ってもらえるよう健康福祉部との連携を図るとのことであるが、今後も農福連携事業を推進し、具体的な事例を作れるよう取り組むこと。

上記対象課：【農水振興課】【農業センター】

⑩　農業センターの役割について【有効性の視点】

ア　農業センターが整備されると市民の期待も上がる。多様な農業があるので、最先端の技術や情報をいち早くキャッチして、タイムリーな情報を市民へ提供できるよう取り組むこと。

上記対象課：【農業センター】

イ　特色のある農業を伸ばしていかないと生き残れない時代であるので、そうしたことに取り組む農業者を支援するため、情報を得る触覚（アンテナ）は残しておくこと。

なお、市の職員が農家に助言できるよう努めること。

上記対象課：【農業センター】

⑪　茶業振興センターの活用について【有効性の視点】

茶業振興のために新しく施設を整備して３年が経つが、貸館や製茶機の稼働率は低く、茶業振興センターの有効活用ができていない。指定管理者に対し、企画の立案や茶業の振興につながる取り組みが行えるよう働きかけること。

上記対象課：【農業センター】

⑫　食肉センターの運営について【有効性の視点】

食肉センター、食肉地方卸売市場の施設は、老朽化が進んでいる機械の更新も含めた対応を検討すること。現状は補助金を出して集荷しているが、将来的に立ち行かなくなることが想定できる。将来を見据えた施策を検討すること。

上記対象課：【食肉センター・食肉地方卸売市場】

商工農水部　けいりん事業課

第１　監査の概要

１　監査の種類　　　　定期監査（財務監査・行政監査）

２　監査の対象

監査対象部局　　商工農水部けいりん事業課

対象年度　　　　令和２年度

監査対象事項　　財務事務等

３　監査等の実施場所及び監査期間

実施場所　　　　四日市市役所　監査委員室

監査期間　　　　令和３年５月１４日

４　監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第２　監査対象の概要

商工農水部けいりん事業課の主な業務内容及び職員数（令和３年４月１日現在）は、次のとおりである。

【けいりん事業課】

けいりん事業課	（１）競輪事業の調査研究に関すること。
	（２）競輪開催に係る予算、決算及び開催収支報告に関すること。
	（３）競輪実施に伴う関係諸団体との連絡調整に関すること。
	（４）入場券の発行及び入場料の収納に関すること。
	（５）競輪場施設及び物品の維持管理並びに施設の使用に関すること。
	（６）施設の改善計画に関すること。
	（７）事故防止、交通安全対策及び周辺対策に関すること。
	（８）競輪開催の企画及び準備に関すること。
	（９）宣伝広報の企画、実施及びファンサービスに関すること。
	(10) 車券の発売及び的中車券の支払に関すること。
職員５人 再任用１人 会計年度任用３人	(11) 車券の検収、調査及び未払調査並びに未払的中車券の支払に関すること。
	(12) 臨時場外設置に伴う渉外並びに受託及び委託に関すること。
	(13) 課の庶務に関すること。

第３　監査の着眼点

１．想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

（１）リスク評価チェックリストの検証

（２）職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

（３）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

（４）備品の適正な管理がなされないリスク

（５）事業の継続がなされないリスク

２．３Ｅ（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第４　監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

１　想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

（１）リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全般的にリスクが高い評価となった。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が４点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合　○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	４/４	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	６/６	

支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	○
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4/4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4/4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4/4	

基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4/4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4/4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4/4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

（２）職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

◆当所属の勤続年数について、全員が３年未満の職員であり、勤続年数が短い職員のみであることから、マニュアル等により適正に引き継ぎが行われているか。

（令和３年度における当所属の勤続年数の状況）

勤続年数	勤続３年未満	３年以上５年未満	５年以上１０年未満	１０年以上	対象職員合計
人	5	0	0	0	5

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○　令和３年度は２人の異動があり、勤続年数１年未満２人、２年未満２人、３年未満１人の体制であるが、年間スケジュールにｔｏ　ｄｏ欄があるため、業務内容を把握している。また業務用マニュアルがあり、誰でも分かるように整理されている。

（３）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

×　時間外勤務対象職員３人に対して、１人が年間３６０時間を超える時間外勤務を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで、職員の心身の健康の維持に努める必要がある。

意　見

時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

（４）備品の適正な管理がなされないリスク

◆施設が広く建物が複数存在し、管理している備品が多数であり、委託者に貸し付けている備品もあることから備品の移動等を把握し、適切な管理を行うことが日頃からできているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

×　全件の実査を行い備品の存在を確認しているが、中には備品ラベルの貼付が確認できなかったものもあるため、順次貼付しているとのことであった。速やかに備品ラベルの貼付を行う必要がある。

（５）事業の継続がなされないリスク

◆事業収支が安定的に黒字となるような経営努力を行っているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○　平成１９年度からナイター競輪に主軸を転換したことや競輪事業を包括外部委託したことにより売上が上昇し、収支が改善している。また、場外発売や本場発売時における、実態に合った運用見直しを随時行っていくことにより安定的な黒字となるよう努力を行っている。平成２１年度以降、毎年一般会計へ繰出をしており、令和２年度においても黒字となり１億円の繰出を行った。繰出金は当市の運動施設をはじめとする各種施設整備等に使われており、競輪事業は市の有益な事業となっている。

売上額推移　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：千円

年度	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
売上額	15,527,103	18,294,372	14,478,373	16,523,314	16,154,834
繰出額	180,000	180,000	200,000	200,000	100,000

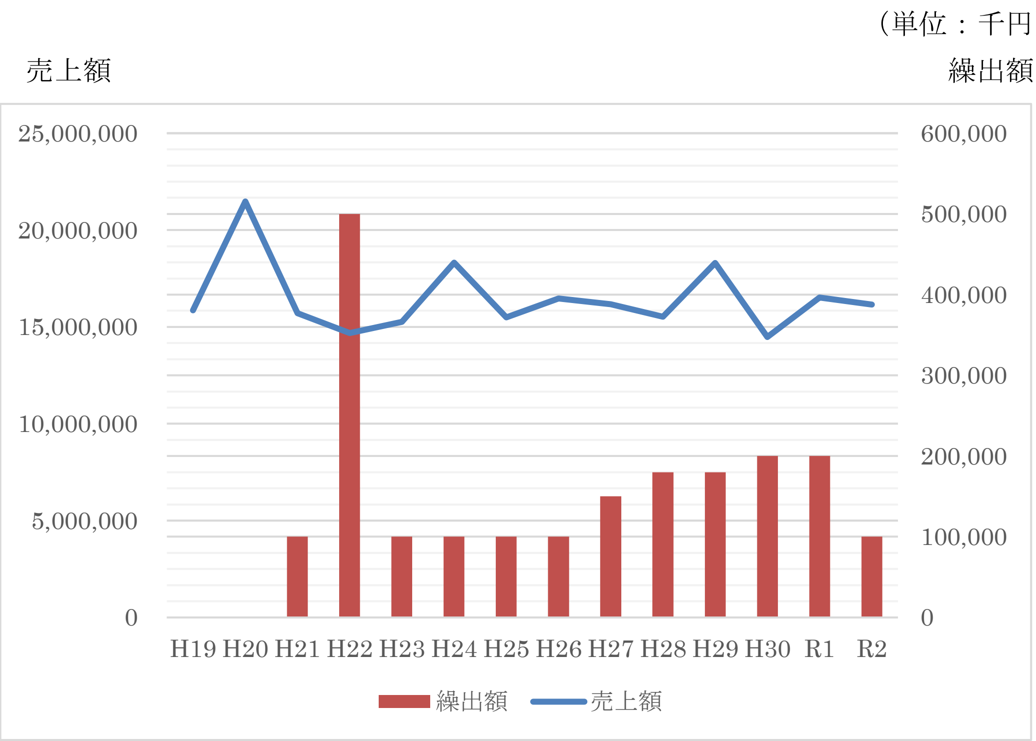

繰出金による事業（令和元年度）

課名	事業
観光交流課	市内観光施設（スポーツランド、伊坂ダム等）のトイレ洋式化等の改修工事
道路整備課	霞ヶ浦南交差点交通安全施設整備
国体推進課	霞ヶ浦新野球場整備

２　３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指　摘

内部事務管理について【合規性の視点】

　事務処理の基本的な部分で多くの誤りが見受けられた。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を周知し、上位職によるチェックの徹底を図って誤りのないようにすること。

意　見

①　現金の取扱いについて【効率性の視点】

けいりん事業課においては、事務の性格上、多額の現金を取り扱っているが、職員数が少ないこともあり、事故のないようにすること。

②　不正行為の発生防止について【有効性の視点】

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、選手を分宿する際の競輪場とホテルの移動にバスを使用している。例えば移動中にカーテンをするなど、不正行為の発生防止に取り組むこと。

③　場外発売受託収入について【効率性の視点】

場外発売受託収入は、出納整理期間終了間際の納入があることから余裕をもって納入されるよう、相手方に要望すること。

④　公益財団法人ＪＫＡへの交付金について【経済性の視点】

自転車競技法に基づき、各施行者が車券売上額に応じて公益財団法人ＪＫＡに交付金を支払っている。交付金は多額のため、他の施行者と共同して交付金率の引き下げについて要望すること。

⑤　場外未払資金について【有効性の視点】

時効になるまでの支払いに対応するため、令和２年度分の場外未払資金を保管している状況であるが、出納閉鎖までに戻入すること。

⑥　四日市競輪開催連絡協議会について【有効性の視点】

競輪開催連絡協議会の資金は、四日市競輪場がホームグラウンドの優勝者に対して使用しているが、その使用が妥当であるか検討すること。

⑦　ガールズ競輪選手が利用する施設について【効率性の視点】

当競輪場は古い施設であり老朽化が見受けられるが、順次施設改修を行い、女性仕様とするなどガールズ競輪選手が利用する施設は改良が進んでいるとのことである。ガールズ競輪選手の居心地がよい設備となるよう他の競輪場のよい所を取り入れながら選手の満足度を高める工夫を行うこと。

⑧　競輪場施設の改修について【有効性の視点・経済性の視点】

施設改修にあたり、現在使用されていない一部施設についてのコンパクト化を検討している。お客様の満足度が下がらないような施設のコンパクト化、利用しやすい施設改修を検討すること。

⑨　ギャンブル依存症対策について【有効性の視点】

競輪事業については、収益を上げていくことが必要ではあるもののギャンブル依存が高い人の生活を浸食しないという問題意識を持って、依存症対策の相談体制について進めていくこと。

⑩　競輪場施設の有効活用について【有効性の視点】

競争路内にあるテニスコート及びグラウンドゴルフ場を廃止した跡地について、今後の利用方法は未定とのことである。例えば他の競馬場では子どもたちが遊べるように遊具を設置している所があることから、来場者の要望や他場を参考にしたうえで有効に活用すること。

⑪　売店の経営について【経済性の視点】

　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため無観客開催とした際には、売店も休業している。無観客期間に応じて売店使用料及び光熱費を減免しているが、観客サービスの面からも売店の継続が可能となるよう売店の経営状況を把握し、配慮できる点について検討すること。

⑫　霞ヶ浦会館の宿泊室の使用について【有効性の視点】

　コロナ禍においての競輪選手の霞ヶ浦会館の使用について、できる限り宿泊人数を削減することという「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」に基づき、一室４人収容のところ３人使用としている。その後、緊急事態宣言が発令されている都市の選手が配備されたときはできる限り一室２人使用に配慮することとなり、令和３年４月以降は発令都市に該当する選手については２人使用としている。万が一感染者が発生した事態を踏まえると、競輪開催中止もあり得ることから経費は増加するものの１人部屋とすることが可能かどうか検討すること。